

目標を定めて計画的な耐震化に取り組む仕組みの整備

○国は耐震改修促進のための基本方針を定める。また、国に関係省庁からなる協議会を設ける。

- 基本方針の内容（例）
- ・耐震改修の目標
 - ・耐震改修推進のための重点的に実施すべき施策に関する基本の方針
 - ・市町村の定める耐震改修促進計画の作成に関する基本的事項

○市町村（都道府県）は、耐震改修促進計画を定めることができる。

- 促進計画の内容
- ・目標
 - ・町内会等地域単位の地震防災対策とその支援方策
 - ・資金の融通、あっせん、情報提供等の措置
 - ・特定建築物に対する指導、助言、指示、命令等の措置
 - ・地震による被害拡大のおそれがあり耐震改修等を促進すべき地域として、耐震改修促進地域の指定
 - ・特定建築物以外の建築物に対する指導、助言、指示等の措置

耐震性が不十分な住宅・建築物への対応策の強化

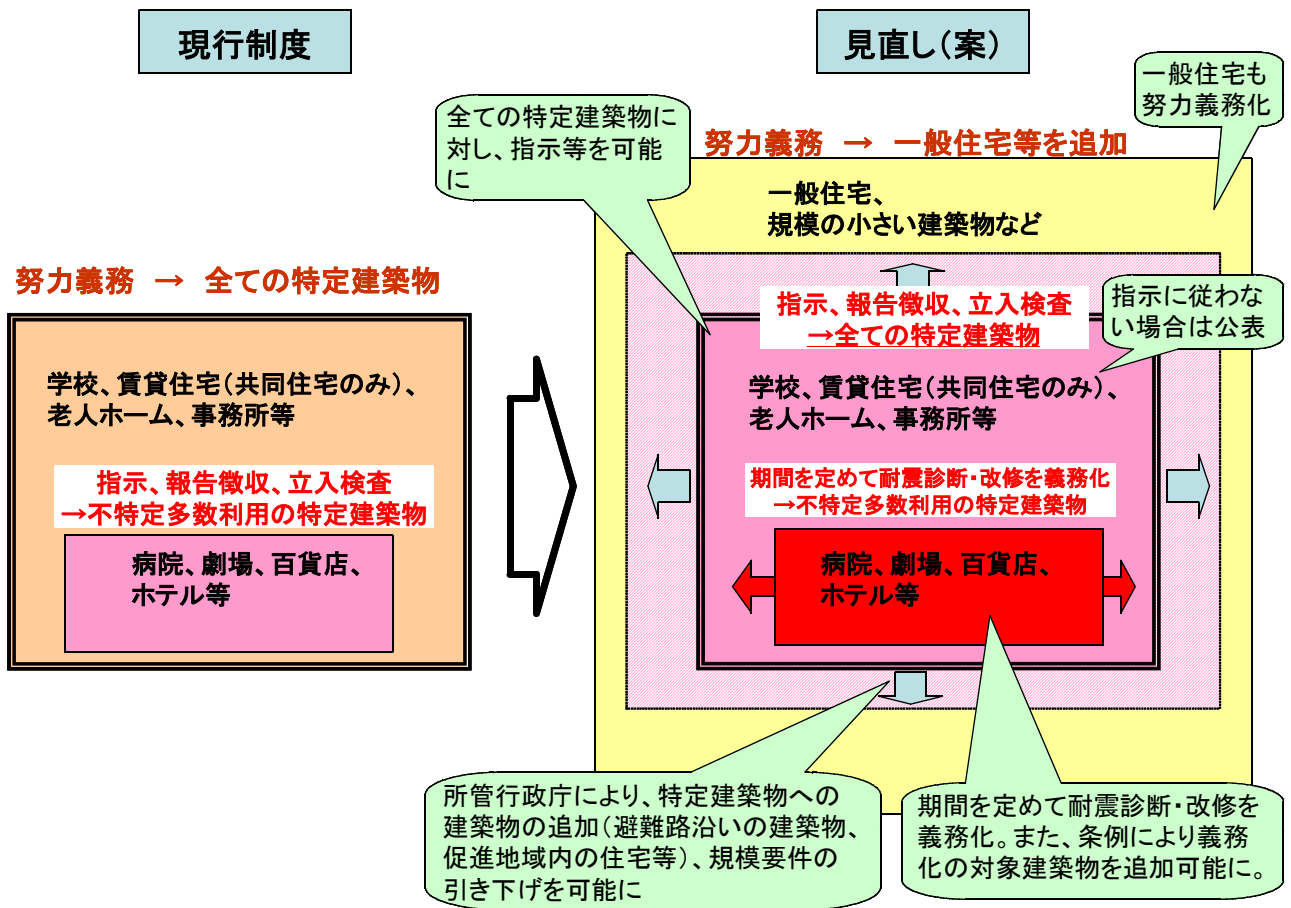
現行制度

- 耐震診断・改修の努力義務の対象は特定建築物のみであり、一般住宅は含まれていない。（特定建築物：学校、病院、劇場、百貨店、事務所等多数の者が利用する建築物で3階、1000㎡以上のもの）
- 指示、報告徴収、立ち入り検査は不特定かつ多数の者が利用する特定建築物に限定され、学校、事務所等は対象外となっている。
- 特定建築物は法律及び政令で規定されており、所管行政庁の判断で追加等にはできない仕組みとなっている。
- 報告を怠ったり、検査を拒んだ場合には罰則規定があるものの、公表する規定はない。

見直し（案）

- 一般住宅についても努力義務を課す。
- 全ての特定建築物に対し、指示、報告徴収、立入検査ができるようにする。
- 特定建築物については、所管行政庁が耐震改修促進計画で建築物の追加（中心市街地や避難路沿いの建築物、耐震改修促進地域内の住宅等）、規模の要件の引き下げ等ができるようにする。
- 正当な理由もなく指示に従わない建築物については、その者を公表することができることとする。
- 不特定かつ多数の者が利用する特定建築物については、所管行政庁が一定の期間を定め、所有者等に耐震診断及び耐震改修計画の提出を義務づけ、計画に従って改修を実施しない場合には、改修命令を出すこととする。また、条例で義務づけ対象の建築物の追加、規模の要件の引き下げ等ができるようにする。





その他（認定建築物の制限の緩和）

○耐震改修計画の認定対象として、増改築を伴う改修工事を追加する。
（第5条・現行ではピロティの補強により床面積が増える場合に限定）

○住宅・建築物の耐震診断・耐震改修において、窓ガラスやブロック塀の耐震診断・耐震改修も対象となるよう耐震診断・耐震改修に関する指針の見直しを行う。